

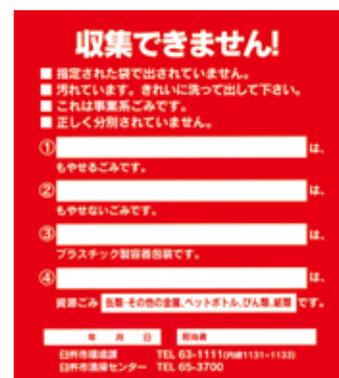
# はじめに



## 1.ごみ出しのマナーについて

収集日当日の**朝8時30分までに**  
決められたごみを  
決められた**ごみステーション**に出してください。

- 前日の夜に出すと、猫やカラスに荒らされる原因になります。
- きちんと分別できていなかったり、間違った品目が出されていた場合は収集出来ません。
- 違反ごみステッカーの貼られたごみは持ち帰り、きちんと分別して出しなおしてください。
- 「もやせるごみ」と「もやせないごみ」と「プラスチック製容器包装」は指定有料ごみ袋に入れて出してください。
- 「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「プラスチック製容器包装」と資源ごみはステーションが異なる場合がありますので、ご注意ください。



違反ごみステッカー

## 2.犬・猫等の死がいについて

- 飼犬や飼猫などのペットについては、飼主が責任を持って対応してください。
- 道路上で動物の死がいを発見した場合、場所により連絡先が異なります。市道は白杵市環境課又は白杵市清掃センター、県道や国道は大分県白杵土木事務所にご連絡ください。
- 私有地にある死がいは、ペットでなくても土地の所有者が責任をもって対応してください。(ダンボールや袋に入れて、近くのごみステーションに出し、白杵市環境課又は白杵市清掃センターにご連絡ください。)

**連絡先** 環境課……………TEL 0972-63-1111 (代表)  
白杵市清掃センター……………TEL 0972-65-3700  
大分県白杵土木事務所………TEL 0972-63-4136